

## 契 約 書 (案)

厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター支部長 江藤 文夫 (以下「甲」という。) は、 (以下「乙」という。) と厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センターの売店・自動販売機・公衆電話 (以下「売店等」という。) の経営を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

### (総 則)

第1条 甲は、厚生労働省共済組合国立障害者リハビリテーションセンター支部組合員 (以下「組合員」という。) の福祉増進に資する目的をもって、良質かつ低廉な日用品等を快適な環境で提供すること並びに公務の能率的運営のための売店等の経営を乙に委託する。

2 乙は、売店等の経営にあたり、食品衛生法その他関係法令等を遵守するとともに、官庁売店等としての品位及び秩序の保持に務め、前項の趣旨にそうよう最善の努力をしなければならない。

### (経営譲渡等の禁止)

第2条 乙は、売店等経営の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

### (設備等の貸与)

第3条 甲は、乙の売店の経営のため、覚書の定めるところにより、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センターの売店等の施設及び物品 (以下「設備等」という。) を乙の利用に供する。

### (乙の遵守義務)

第4条 乙は、善良なる管理者の注意をもって設備等を管理しなければならない。

2 乙は、貸与を受けた設備等の全部又は一部を第三者に貸与若しくは利用させ、又は売店等以外の用に供してはならない。

### (設備等使用上の制限)

第5条 貸与する設備等は、国有財産法第18条第3項に規定する制限の範囲内で貸与するものであり、乙は、常に甲の注意のもとに維持保存しなければならない。

2 乙は、貸与を受けた設備等について、修繕・模様替えその他の行為をしようとするとき、又は設備の変更、新たに設備しようとするときは、事前に書面をもって甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、貸与を受けた設備等が滅失又は毀損したときは速やかに甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第6条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、貸与を受けた設備等を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸与を受けた設備等の損害額に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。但し、第15条の規定により貸与を受けた設備等を原状に回復した場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(営業時間等)

第7条 売店等の営業日、営業時間、日用品等の種類、品質、規格及び販売価格については、覚書の定めるところによる。

(身元保証等)

第8条 乙は、売店に勤務する従業員の身元保証、健康管理、就業及び衛生管理並びに組合員に対する日用品等の提供に伴う全ての結果に関しては、すべてその責に任ずるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、設備等を除き、売店等の経営に要する経費を負担する。

2 乙は、覚書の定める光熱水費を期日内に甲に納めるものとする。

(無償委託)

第10条 甲は、乙に対し、売店等の経営委託に伴う報酬、その他いかなる対価をも支払わない。

(経営状況の資料提出等)

第11条 乙は、業務を開始するとき及び必要の都度、「原価見積書」(別紙様式第1号)を甲に提出するものとする。

2 乙は、「売上月計表」(別紙様式第2号)、「毎月の収支計算書」(別紙様式第3号)及び事業年度末の損益計算書を覚書の定めるところにより、甲に提出するものとする。

3 甲は、売店等の経営内容について、毎事業年度末及び必要と認めるときは監査を行い、又は改善を指示することができる。

(価格の改定)

第12条 甲及び乙は、経営上の努力から生じる適正な利潤以上に利益が生じるとき、又は経済事情の変動等により、日用品等の価格を改定する必要があると認められるときは、覚書の定めるところにより、検討のうえ決定するものとする。

(契約の有効期間)

- 第13条 この契約の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。  
但し、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲・乙いずれか一方からなんらかの意思表示をしないときは、契約満了の日から向こう1ヶ年この契約を更新するものとみなす。
- 2 前項における契約更新は最大で平成26年3月31日までとする。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が本契約・覚書に定める義務を履行しなかったときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲、乙いずれか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、2ヶ月前までに文書をもって申し立て、この契約を解除することができる。
- 3 乙は、第1項及び第2項の契約解除による異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(原状回復)

- 第15条 甲が第13条により契約期間が満了したとき、又は第14条により契約を解除したときは、乙は、自己の負担で甲の指定する期日までに貸与を受けた設備等を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が特に承認したときはこの限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第16条 契約期間が満了したとき、又は契約の解除が行われたときは、乙は、この契約に基づき投じた有益費その他の費用があっても、これを甲に請求し、又は異議の申し立て、損害賠償、その他一切の請求をすることができない。

(契約外の事項)

- 第17条 この契約に定めていない事項については、その都度甲と乙とが協議し定めるものとする。
- 2 この契約に定めるもののほか、売店等の業務運営の細部については、覚書に定めるところによる。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙双方が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 月 日

甲 住所 埼玉県所沢市並木4丁目1番地  
氏名 厚生労働省共済組合  
国立障害者リハビリテーションセンター  
支部長 江 藤 文 夫

乙 住所  
氏名



(別紙様式第2号)

### 売 上 月 計 表

平成 年 月分

品 名	数 量	単 価	金 額(円)	備 考
合 計				

